

次のとおり各常任委員会委員が決まりました。

各常任委員会の所管事項

常任委員会では、それぞれの事項に関する調査・審査をします。また、皆さんから提出された請願・陳情はこの区分にしたがって所管する委員会に付託され審査されます。

総務常任委員会

・秘書広報課、総務課、財政課、企画政策課、安全対策課、税務課、会計課、選挙管理委員会、監査委員、議会事務局の所掌に関する事項
・他の常任委員会の所掌に属さない事項

委員長
山田 繁子



富田2016番地9
☎72-5841

委員
小倉 利昭

南横川1443番地
☎72-1235



細草2177番地
☎77-6281

委員
森 建二



みどりが丘3丁目11番地2
☎51-1478

委員
花澤 房義

南今泉4632番地
☎77-12765

文教福祉常任委員会

・市民課、社会福祉課、子育て支援課、高齢者支援課、健康増進課、教育委員会、国保大綱病院の所掌に関する事項

委員長
加藤岡 美佐子



北今泉368番地
☎77-2610

委員
秋葉 好美

南飯塚403番地20
☎72-2481



金谷郷2760番地
☎72-5124

委員
蛭田 公二郎

上谷新田405番地75
☎72-6290

委員
宮間 文夫

四天木乙2894番地10
☎77-1777

産業建設常任委員会

・地域づくり課、産業振興課、建設課、都市整備課、下水道課、農業委員会、ガス事業課の所掌に関する事項

委員長
田辺 正弘

駒込491番地6
☎72-0306

委員
黒須 俊隆

仏島28番地8
☎73-8615

大網575番地14
☎72-5543

委員
石渡 登志男

四天木1404番地4
☎77-5805

委員
倉持 安幸

南横川1458番地9
☎72-7963

議会運営委員会委員

次のとおり議会運営委員会委員が決まりました。

- 委員長 倉持 安幸
- 副委員長 前之園 孝光
- 委員 小倉 利昭
- 委員 石渡 登志男
- 委員 田辺 正弘
- 委員 佐久間 久良
- 委員 黒須 俊隆

市議会の構成

現在本市議会の議員は、定数18人であり平成27年12月1日から平成31年11月30日までの任期となっています。

(1) 議長と副議長
議員の中から選ばれ、議長は議会を代表し、また議場の秩序を保持し、議事の整理や議会の事務処理を行います。副議長は、議長が病气や出張で不在の場合など議長に代わって職務を行います。

(2) 常任委員会
市の予算や条例案、請願・陳情など議会で取り扱う数多くの諸問題を、各部門に分けて専門的かつ効率的に審査するための委員会。各委員などは、上記のとおり。

(3) 議会運営委員会
市議会の円滑な運営を図るため、議会運営全般について意見調整や議事の取扱いなどの協議をしたり、議会関係条例等に関する事項、議長の諮問に関する事項などを調査・審査する委員会。委員は、上記の名簿のとおり。

(4) 特別委員会
議会が特定の案件について審査・調査する必要がある時に、その都度議会が臨時に設置する委員会。

① 予算特別委員会
新年度予算の審査をするための委員会。通常第1回定例会中開催(3月)

② 決算特別委員会
前年度の会計決算を審査するための委員会。通常第3回定例会中開催(9月)

地方議会とは

地方議会は、憲法第93条で「議事機関として議会を設置する」と規定されています。また、地方自治法第89条に「普通地方公共団体に議会を置く」との基本的な事項が規定

```

    graph TD
      Citizen[市民] -- 選挙 --> Mayor[市長]
      Citizen -- 選挙 --> Council[市議会]
      Mayor -- 提案提出 --> Council
      Council -- 議決 --> Mayor
      Mayor -- 住民サービス --> Citizen
      Council -- 議決機関 --> Council
      Mayor -- 執行機関 --> Mayor
  
```

議会のしくみ Part1